

## 引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分の地方消費税交付金)が充てられる 社会保障施策に要する経費 (令和元年度)

消費税増税に伴い、引上げられた地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及び、その他の社会保障施策に要する経費については以下の通りです。

(歳入)

・ 市町村交付金(社会保障財源化分) 97,011 千円

(歳出)

・ 社会保障5経費その他社会保障施策に要する経費 2,138,227 千円

(単位: 千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫 支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業費	48,852				2,910	45,942
	高齢者福祉事業費	129,499		1,247	8,622	7,761	111,869
	障害者福祉事業	476,116	194,086	124,064	9,651	9,701	138,614
	児童福祉事業費	548,159	137,593	62,191	39,418	20,372	288,585
	小計	1,202,626	331,679	187,502	57,691	40,744	585,010
社会保険	介護保険事業繰出金	353,574				23,283	330,291
	国民健康保険事業繰出金	144,923	15,262	49,208		5,821	74,632
	後期高齢者医療保険繰出金	291,757		42,398		16,492	232,867
	小計	790,254	15,262	91,606	0	45,596	637,790
保健衛生	予防事業	10,856	221			970	9,665
	保健衛生事業	116,212		1,731		7,761	106,720
	診療所事業費	10,000				970	9,030
	母子衛生事業費	8,279	846			970	6,463
	小計	145,347	1,067	1,731	0	10,671	131,878
合計	2,138,227	348,008	280,839	57,691	97,011	1,354,678	

※1地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。